商品概要説明書

㈱ 東 北 銀 行

(2023年4月1日)

	(2023年4月1日)
商品名	とうぎん教育資金贈与専用口座≪めんこいまご≫
販 売 対 象	祖父母さま等の直系尊属の方と書面により贈与契約を締結している30歳未
	満のお客さま
対 象 商 品	普通預金
	※キャッシュカードは発行いたしません。
	※口座振替でのお引出し、振込でのお預入れはお取扱いいたしません。
利息	(1)適用金利…普通預金店頭表示の利率を適用します。
	(2)利息頻度…毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。
	(3)計算方法…毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円
	とした1年を365日とする日割計算となります。
	(4)課税方法…20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分
	離課税が適用されます。
手続き	教育資金管理特約を締結し、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」(租税
	特別措置法第70条の2の2)の適用を受けるための「教育資金非課税申告
	書」の提出が必要となります。
期間	教育資金管理契約終了まで
	※預入は2026年3月31日までとなります。
預入方法	(1)口座開設店において、随時預入れ可能です。
	(2) ATM、振込による預入れはできません。
	(3)贈与者と受贈者との間で贈与契約書を締結していただき、2か月以内に贈
	与資金を口座開設店の窓口でお預入れいただきます。
預入金額 (預入単位)	10万円以上(1円単位)
預 入 限 度 額	1,500万円(お利息は預入限度額に含まれません。)
払 戻 方 法	口座開設店の窓口で随時払戻しいたします。
	※教育資金の支払いを証明する領収書等(原本)を窓口にご提出いただく必
	要があります。
	※払戻しは、教育資金の支払いに限定されます。
預金保険	預金保険制度の対象商品となります。
教育資金管理契約の 終了事由	以下のいずれかの早い日に教育資金管理契約は終了します。その場合、預金
	口座は、解約いただきます。
	1. 受贈者が30歳に達した場合:30歳に達した日
	※一定の条件を満たす場合は、40歳に達する日の範囲まで終了年齢が引き
	上げられる場合があります。
	2. 受贈者が死亡した場合: 死亡の日
	3. 教育資金管理契約による預金等の額が0円となり、預金者と当行との間で
	契約終了の合意があった場合:合意により契約が終了する日

一般社団法人全国銀行協会

連 絡 先:全国銀行協会相談室

当行が契約

している指定

紛争解決機関

受 付 日:月~金曜(祝日および銀行の休業日を除く)

受付時間:午前9時~午後5時